

「信号機設置の指針」について

平成27年12月28日付警察庁交通局長通達

信号機の設置方針

交通量、交通事故の発生状況、交差点の形状等を調査分析し、他の対策により代替が可能か否かを考慮し、真に必要な性の高い場所を選定するものとする。

信号機設置の条件

信号機を設置する場合は、次の①のいずれの条件にも該当する(見込まれる)とともに、原則として②のいずれかの条件に該当すること。

1

信号機設置の必要条件

幅員の確保

- ★ 赤信号で停止している自動車等の側方を自動車等が安全にすれ違うために必要な車道の幅員が確保できること。(一方通行を除く)

滞留場所の確保

- ★ 歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所を確保出来ること。

自動車等往復交通量

- ★ 主道路の自動車等往復交通量が最大となる1時間の自動車往復交通量が原則として300台以上であること。

隣接信号との距離

- ★ 隣接する信号機との距離が原則として150メートル以上離れていること。(誤認のおそれ等がない場合を除く。)

信号柱の設置

- ★ 交通の安全と円滑に支障を及ぼさず、自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に視認できるように信号柱を設置出来ること。(信号柱を設置せず、良好な視認が確保出来る場合を除く。)

2

信号機の設置のための択一条件

交通事故の発生

- ★ 信号機を設置する場所やその付近において設置により抑止出来た人身事故が過去1年間に2件以上発生しており、交差点の形状、視認性、車両の速度、同場所における物損事故の件数から分析して、交通の安全確保のため、他の対策により代替出来ないと認められること。

交通弱者の保護

- ★ 小中学校、幼稚園、児童公園、病院、養護老人ホーム等の付近において、生徒、児童、幼児、身体障害者、高齢者等の交通の安全を特に確保する必要があること。

交通量

- ★ 主道路、従道路ともに規定の交通量にあること。(別紙・自動車等交通量の条件参照)

歩行者の横断

- ★ 歩行者の横断需要が多いと認められ、横断しようとする道路の自動車等往復交通量が多いため歩行者が容易に横断することが出来ない場合。

「信号機設置の指針」について

平成27年12月28日付警察庁交通局長通達

信号機の撤去方針

交通環境の変化等により、交通量が減少したり、利用頻度が低下した信号機については、他の対策により代替が可能か否かを考慮した上で、信号機の撤去を検討するものとする。

信号機撤去の考え方

①

交通環境の変化等により、信号機を設置している場所が信号機設置の条件に該当しなくなったときは、信号機の撤去を検討するものとする。

②

一灯点滅式信号機その他の常に灯火の点滅を行っている信号機については、一時停止の交通規制その他の対策により代替が可能な場合は、信号機の撤去を検討するものとする。